

法人税基礎資料

目 次

・ 法人税に関連するこれまでの主な指摘	1
・ 法人税収の推移	3
・ 所得金額と繰越欠損金額の推移	4
・ 欠損法人割合の推移	5
・ 法人税率の推移	6
・ 法人所得課税の実効税率の国際比較	7
・ 法人所得課税の実効税率と税収の対国民所得比の関係	8
・ 法人所得課税の税収及び社会保険料事業主負担の対GDP比の国際比較	9
・ 労働分配率の推移	10
・ 人件費の推移（全産業、全規模）	11
・ 利益処分の推移（全産業、全規模）	12
・ 雇用者数の推移	13
・ 部門別資金過不足の推移（対GDP比）	14
・ 設備投資額の推移	15
・ 設備投資とキャッシュフローの推移	16
・ 設備ヴィンテージ（設備年齢）の上昇	17
・ 設備投資の増加と経済活性化のプロセス	18

【法人税に関連するこれまでの主な指摘】

（活性化）

- 国内の企業業績は決して楽観視できず、中小企業も含めた企業の活力を向上させ、イノベーションを促進させる税制のあり方について検討が必要。

（分配）

- 経済が活性化することによって現役世代や高齢者など、国民各層にどのようなメリットがあるのかを示すことが必要。
- 経済の停滞は低所得者ほど大きなしわ寄せがあり、国際競争力の強化は、低所得者のためにも必要。
- 経済成長重視により格差が拡大しないようにすることが必要。
- 労働分配率や付加価値配分の状況、パートや派遣の拡大などの影響も分析することが必要。

（国際比較）

- 法人課税の国際比較については、国民負担率で見た負担と実効税率ではかなりギャップがある。

- 税負担は、税率のみならず課税ベースも影響するため、実際に企業が支払っている税で国際比較すべきではないか。
- フランスには賃金税もあり、また、企業の負担する社会保険料もある。企業のトータルな負担をみて国際比較すべきではないか。
- 国際比較に当たっては、欧米だけでなく、競争相手となっているアジア諸国との比較について、その是非も含め検討が必要。

（制度論）

- 法人税の税制上の位置づけや存在意義を踏まえて議論することが必要。
- 国民に景気回復の実感がない中で、法人税に優遇措置を行う一方で、選挙後に消費税を上げるとすると、国民の納得が得られるのか。

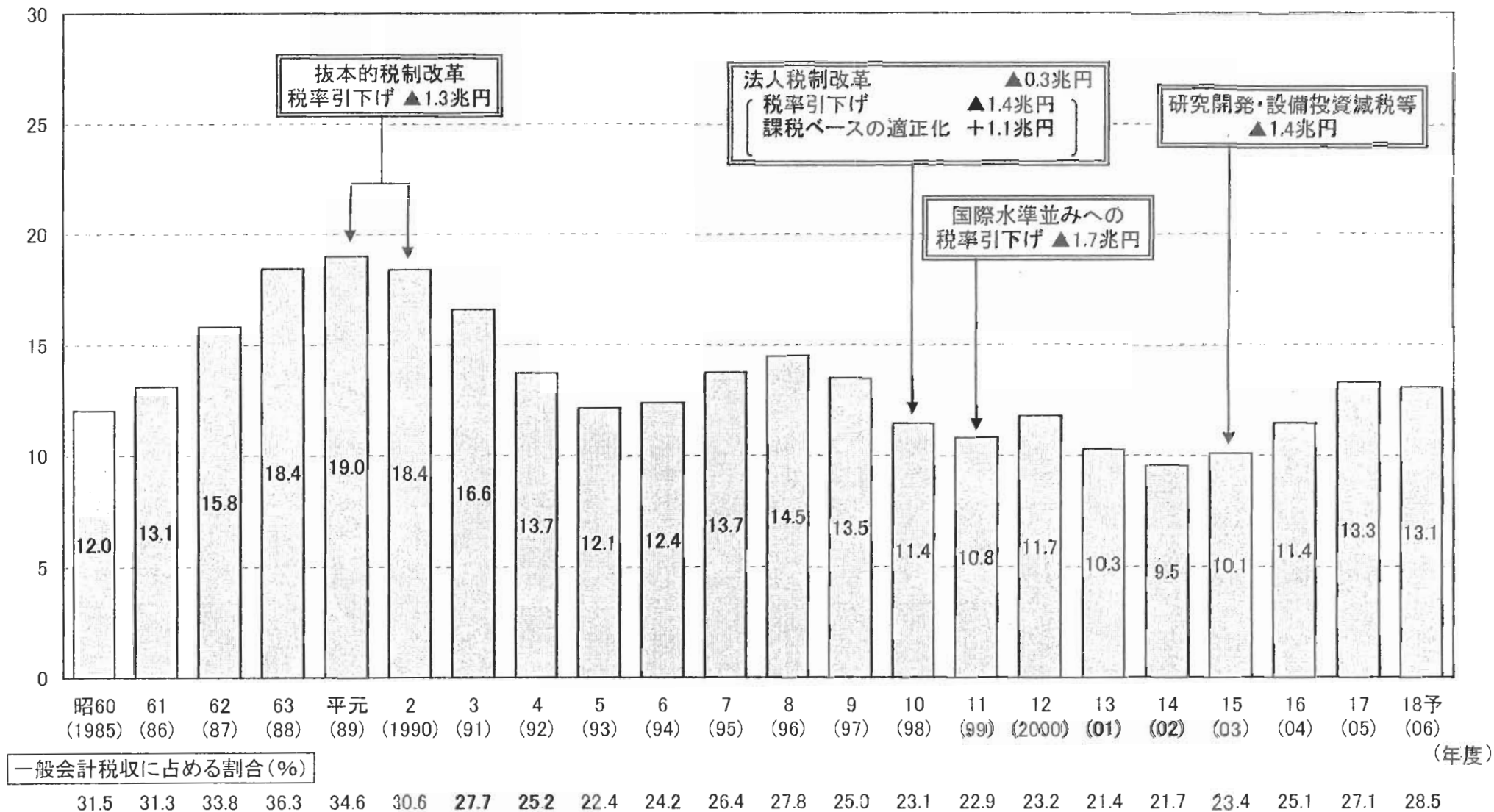
（その他）

- 総人口の変化だけでなく、団塊の世代の退職など人口構成の変化が消費や企業経営に与える影響も考慮することが必要。

(制 度 論)

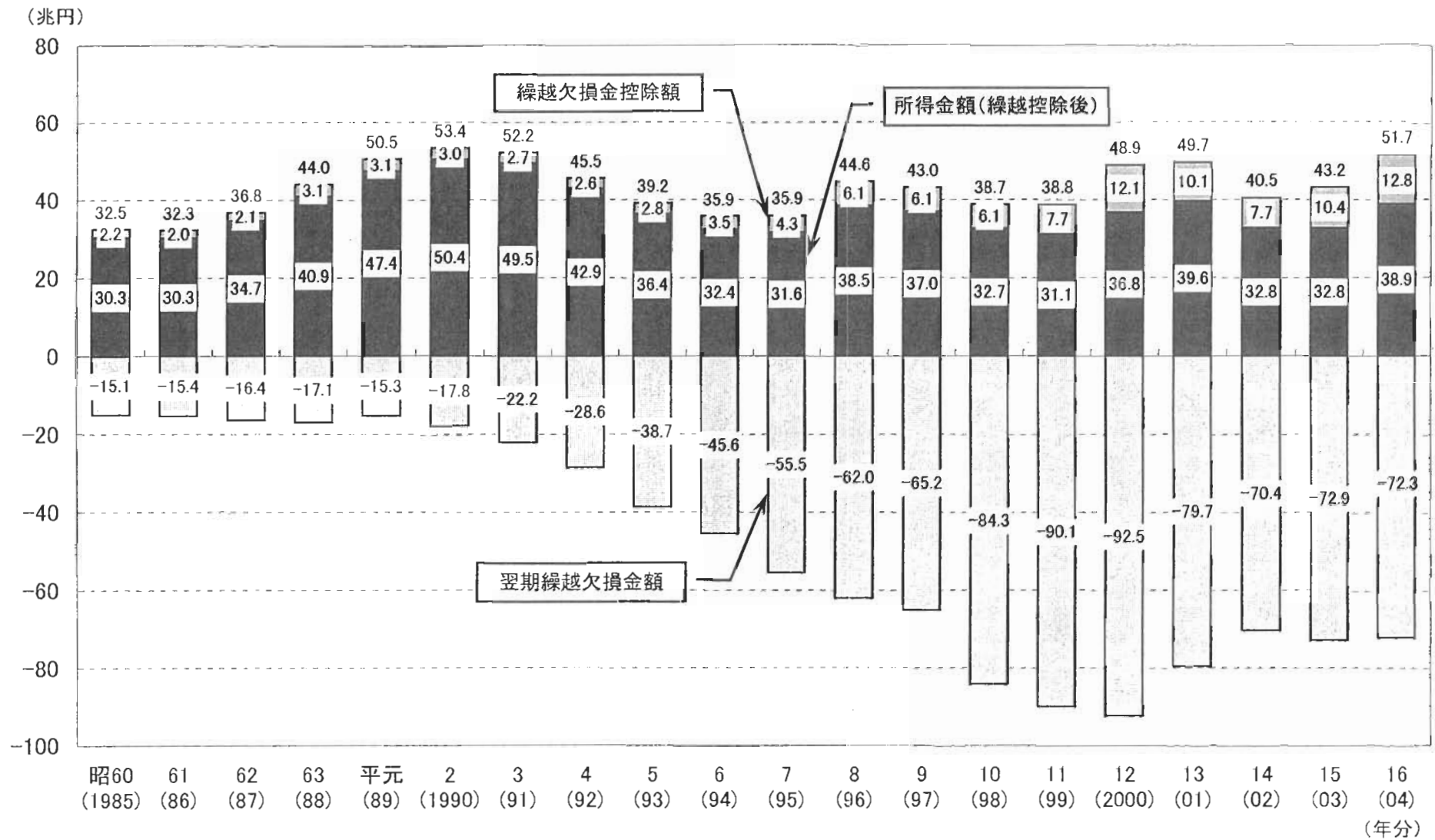
法人税収の推移

(兆円)



(注) 17年度までは決算額、18年度は予算額による。

所得金額と繰越欠損金額の推移

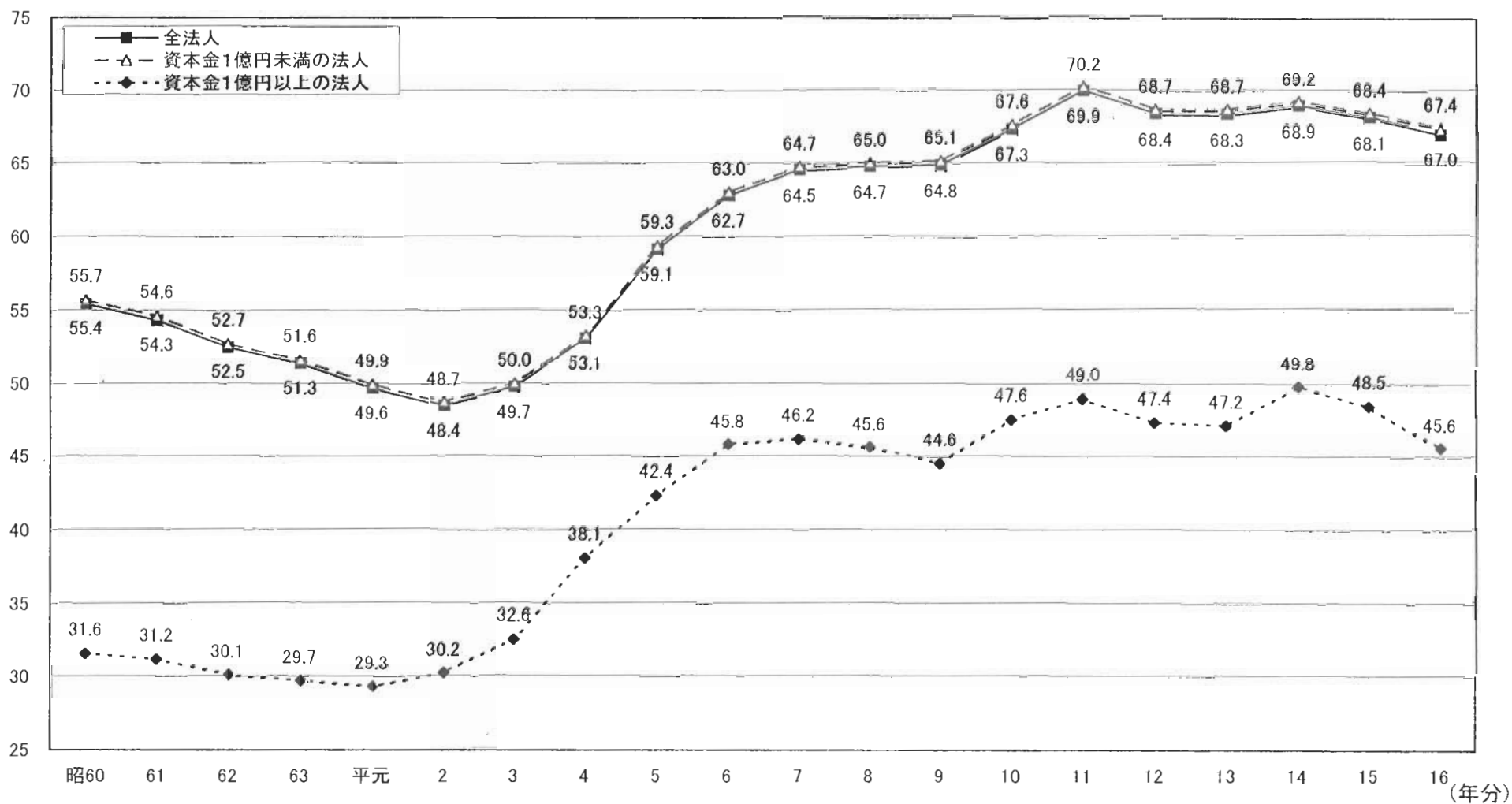


(備考) 各年分は各年の2月1日から翌年の1月31日までの間に終了した事業年度を対象としている。

(出所) 国税庁「税務統計から見た法人企業の実態—会社標本調査結果報告—」

欠損法人割合の推移

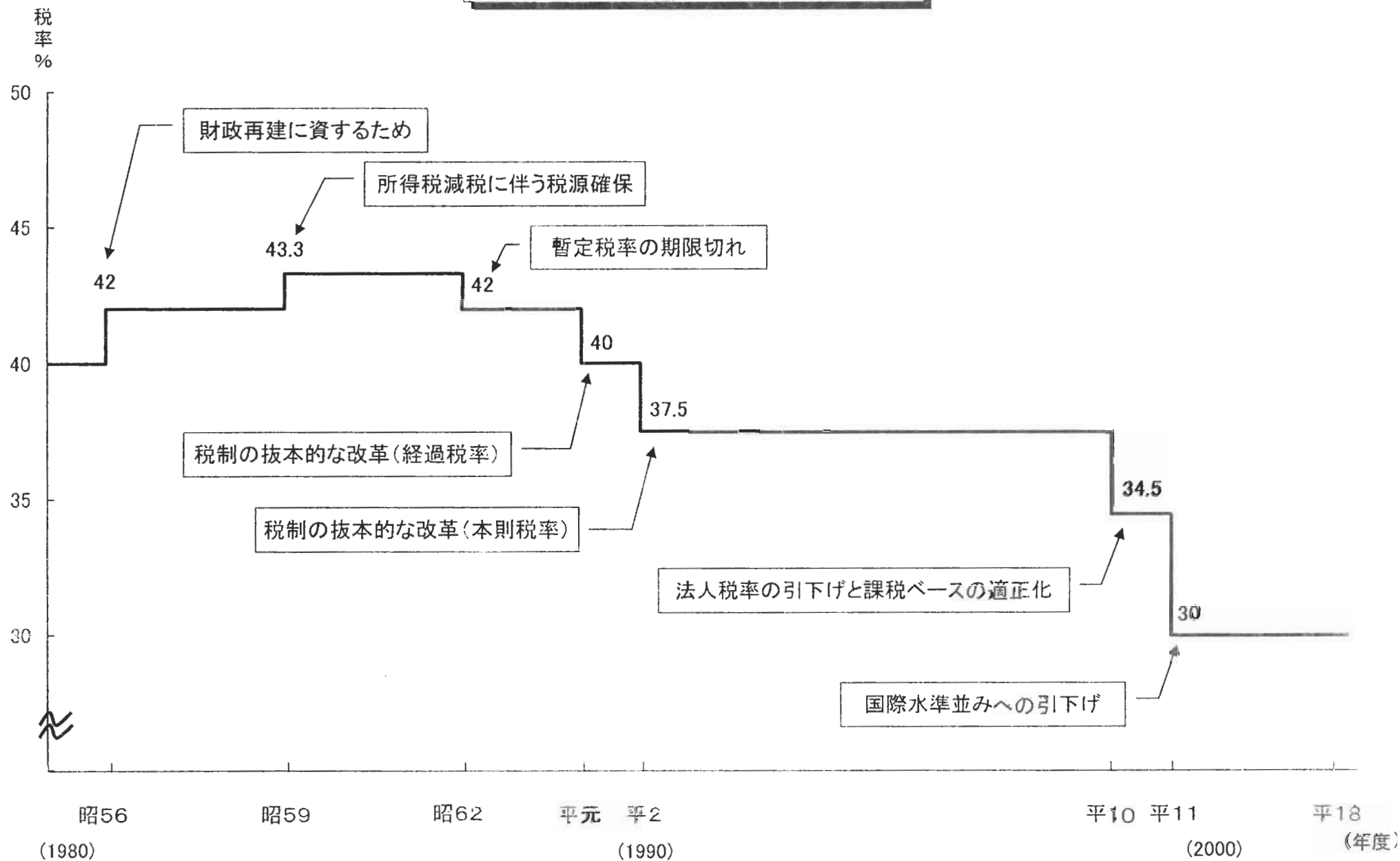
(%)



欠損法人数(千社)	920	924	935	951	974	1,006	1,103	1,216	1,385	1,487	1,550	1,576	1,598	1,689	1,767	1,734	1,742	1,757	1,737	1,722
全法人数(千社)	1,660	1,702	1,783	1,852	1,962	2,078	2,217	2,291	2,344	2,369	2,404	2,436	2,465	2,509	2,527	2,537	2,549	2,550	2,551	2,569

- (注) 1. 国税庁「税務統計から見た法人企業の実態—会社標本調査結果報告—」による。
 2. 各年分は各年の2月1日から翌年の1月31日までの間に終了した事業年度を対象期間としている。
 3. 平成15年分及び平成16年分の全法人は連結法人を含むが、資本金別は連結法人を含まない。

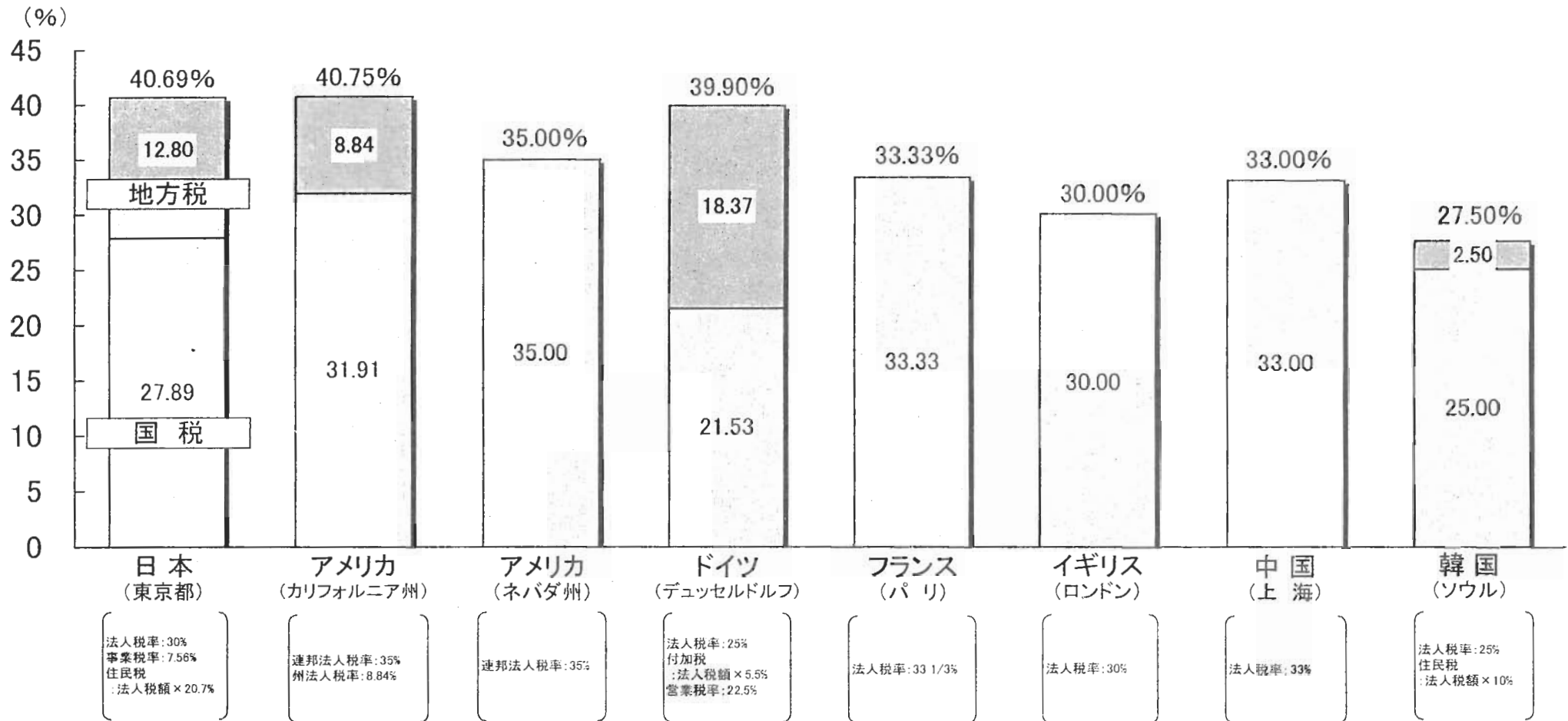
法人税率の推移



(國際比較)

法人所得課税の実効税率の国際比較

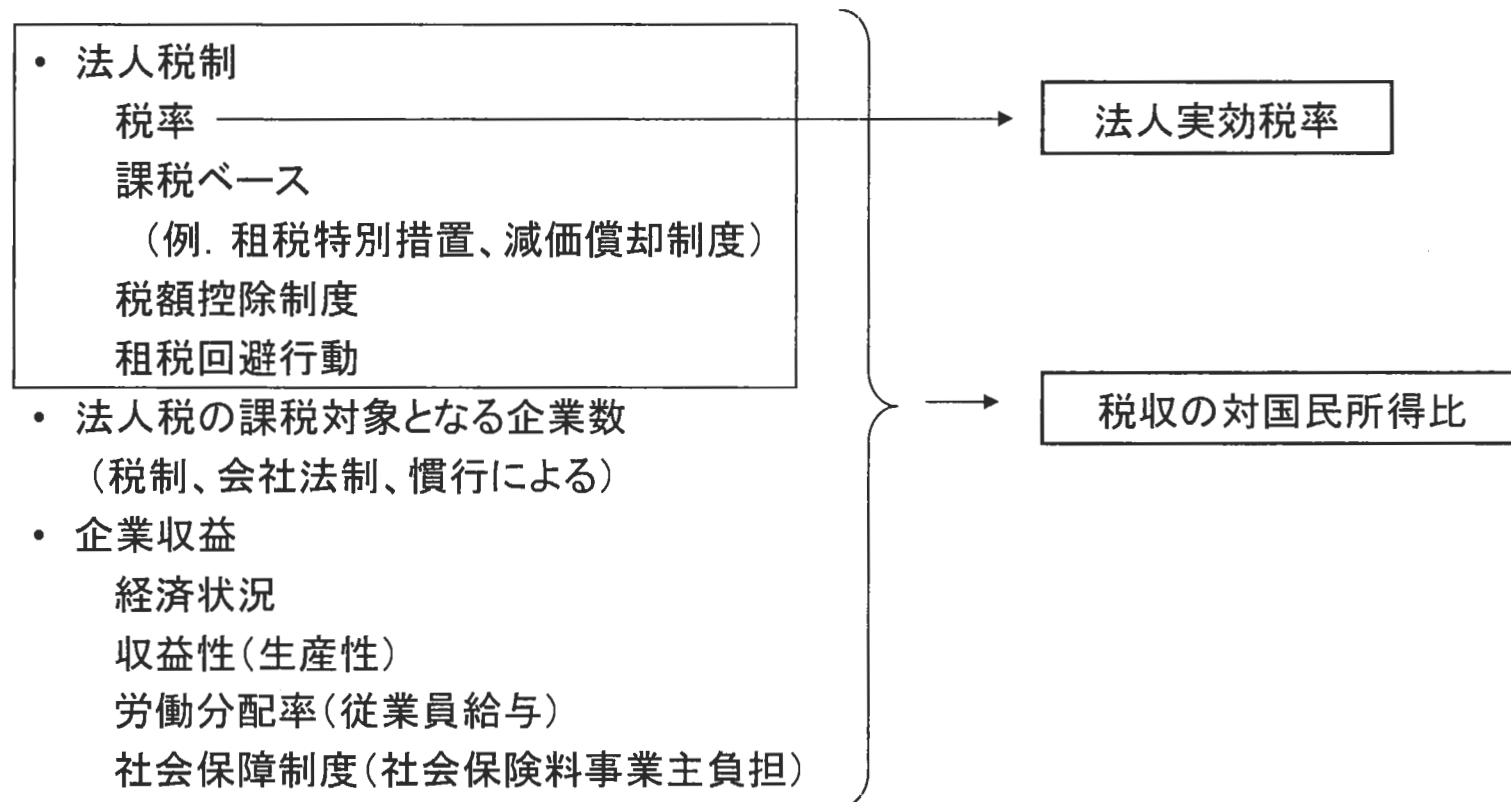
(2006年1月現在)



- (注) 1. 上記の実効税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
 2. 日本の法人事業税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値割及び資本割が課される。
 3. アメリカでは、一部の州・市で、法人所得課税のほか、支払い給与額等に対して課税される場合がある。
 4. ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率(デュッセルドルフは450%)を乗じて税額が算出される。
 5. フランスでは、別途法人利益社会税(法人税額の3.3%)が課され、法人利益社会税を含めた実効税率は34.43%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。なお、法人所得課税のほか、法人概算課税及び職業税(地方税)が課される。
 6. 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税(原則として60:40)である。
 7. 韓国の住民税においては、上記の所得割のほかに資本金額及び従業員数に応じた均等割が課される。

法人所得課税の実効税率と税収の対国民所得比の関係

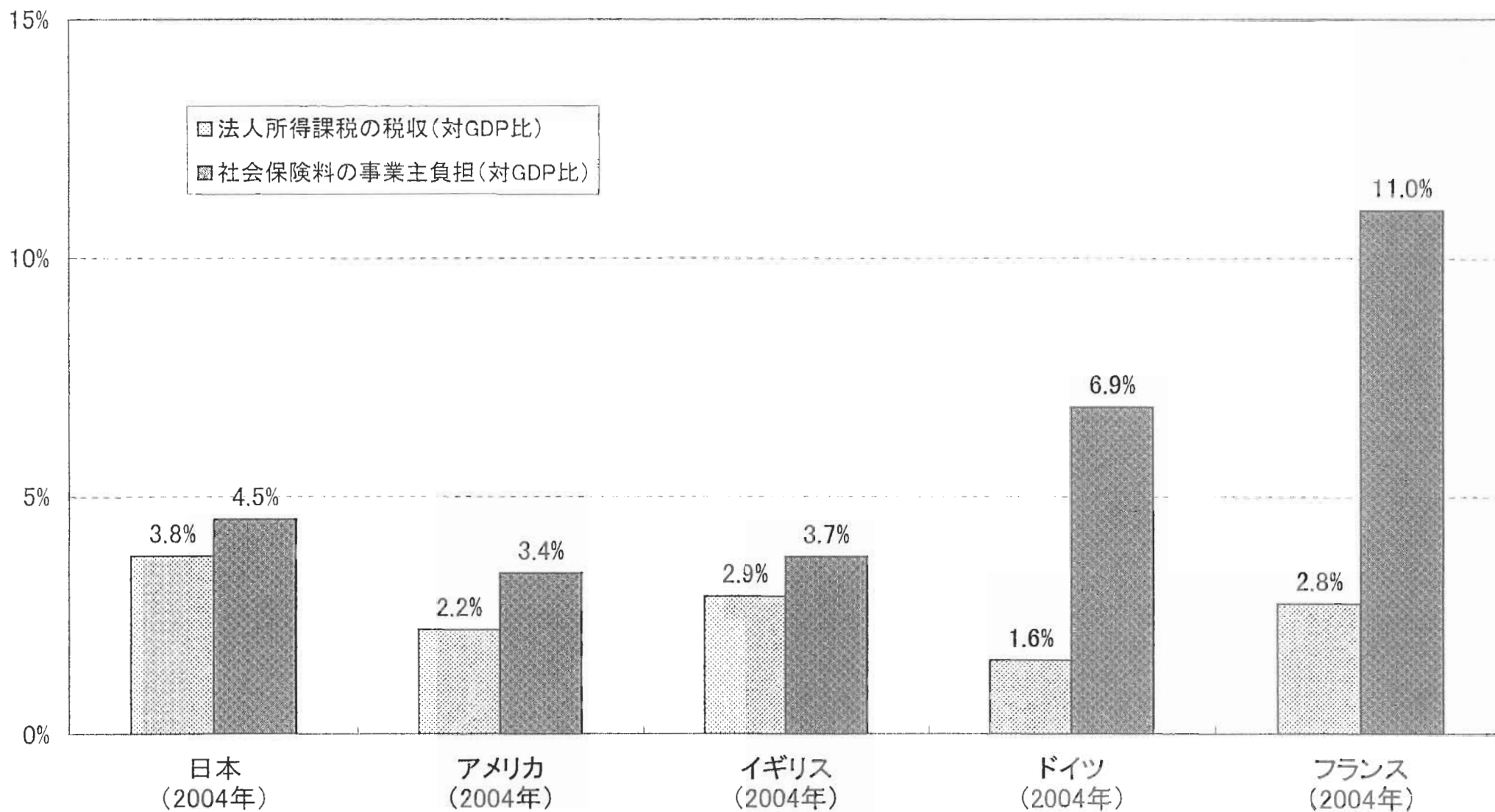
(法人所得課税の税収に影響を与える主要因)



(参考) 法人実効税率、税収の対国民所得比の国際比較

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
法人実効税率 (2006年1月現在)	40.69% (東京)	40.75% (カリフォルニア)	30.00% (ロンドン)	39.90% (デュッセルドルフ)	33.33% (パリ)
税収の対国民所得比	5.8% (2006年度)	2.5% (2003年)	3.5% (2003年)	1.7% (2003年)	3.4% (2003年)

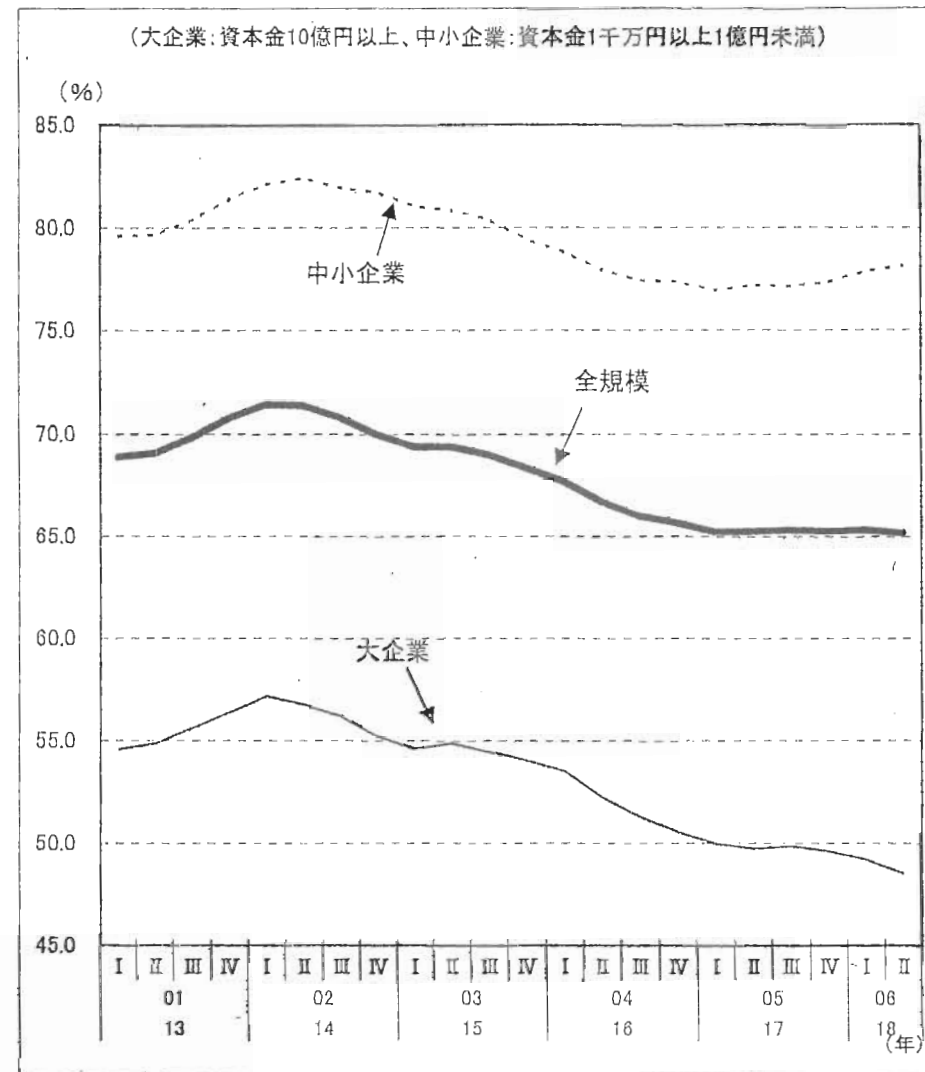
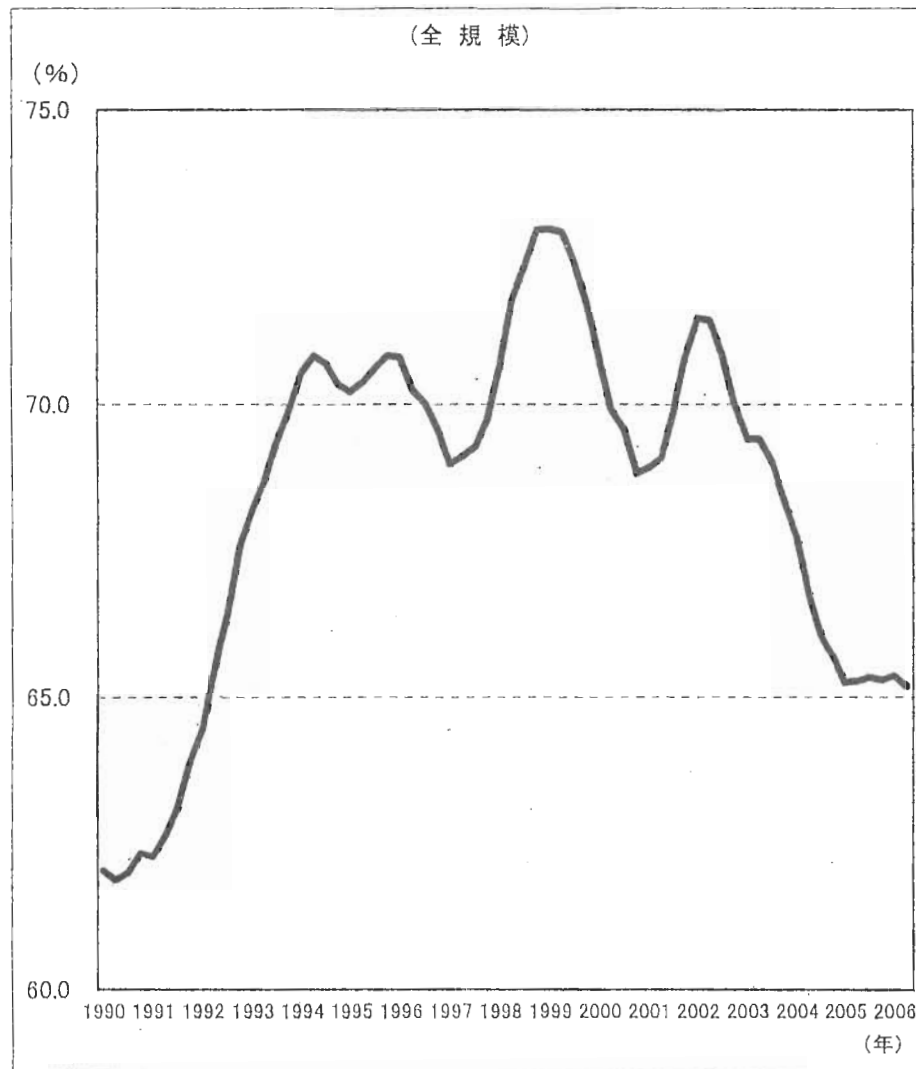
法人所得課税の税収及び社会保険料事業主負担の対GDP 比の国際比較



(出所) OECD "Revenue Statistics 1965-2005"

(分 配)

労働分配率の推移



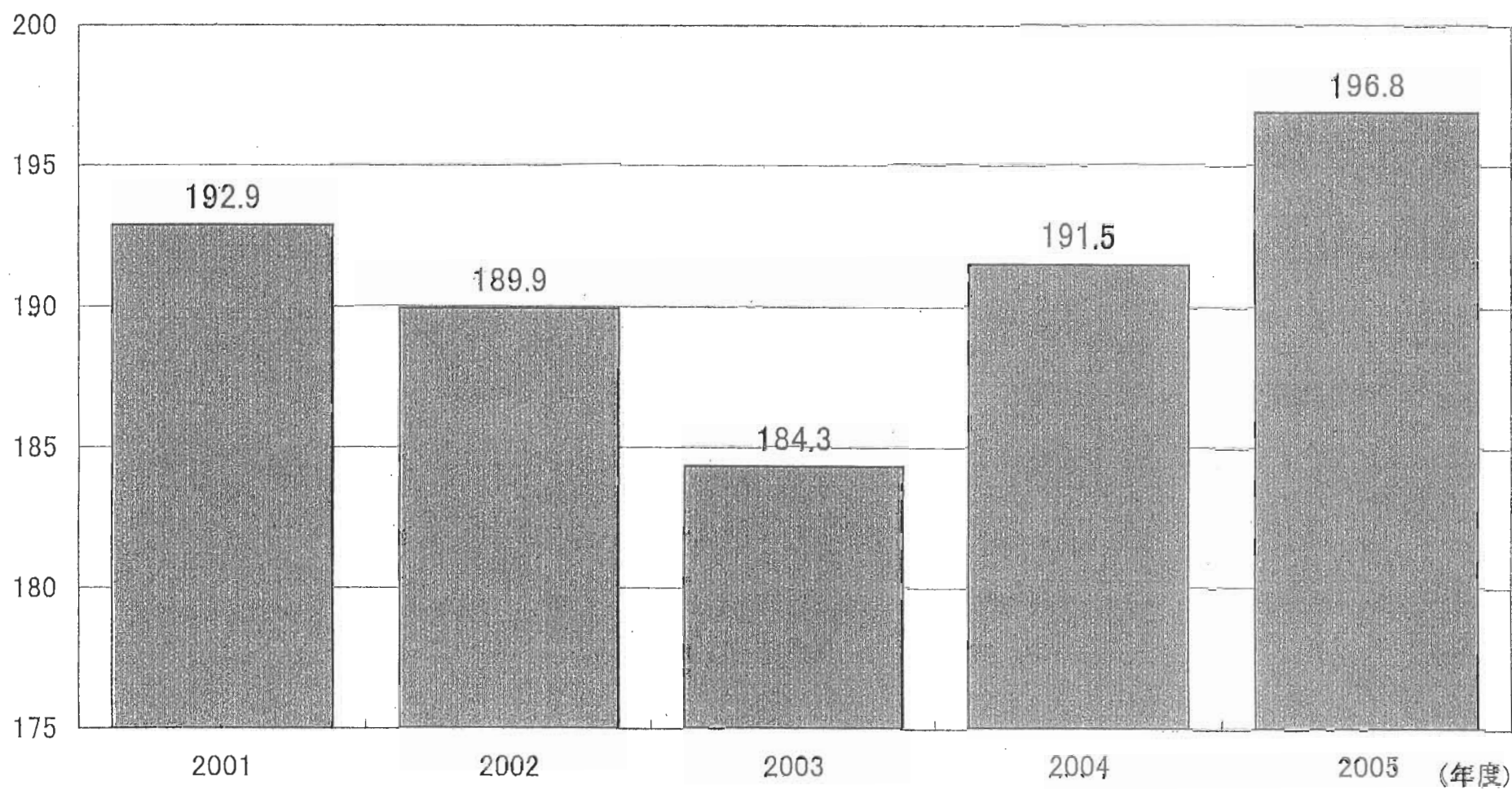
(注1) 労働分配率=人件費/(人件費+営業利益+減価償却費)×100

(注2) 4期後方移動平均後

(出所) 財務省「法人企業統計(四半期別調査)」

人件費の推移（全産業、全規模）

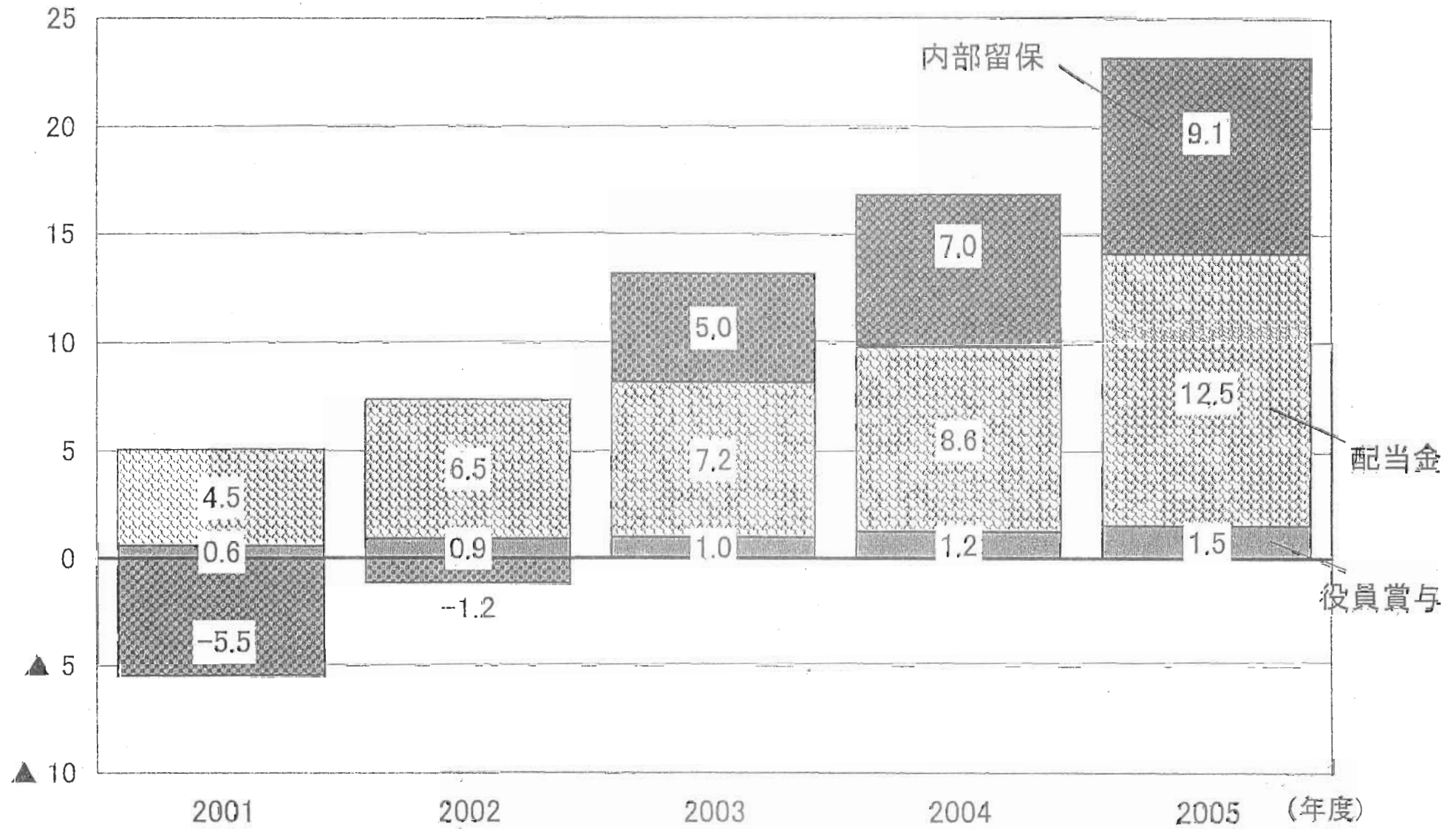
(兆円)



(出所) 財務省「法人企業統計(年次別調査)」

利益処分の推移（全産業、全規模）

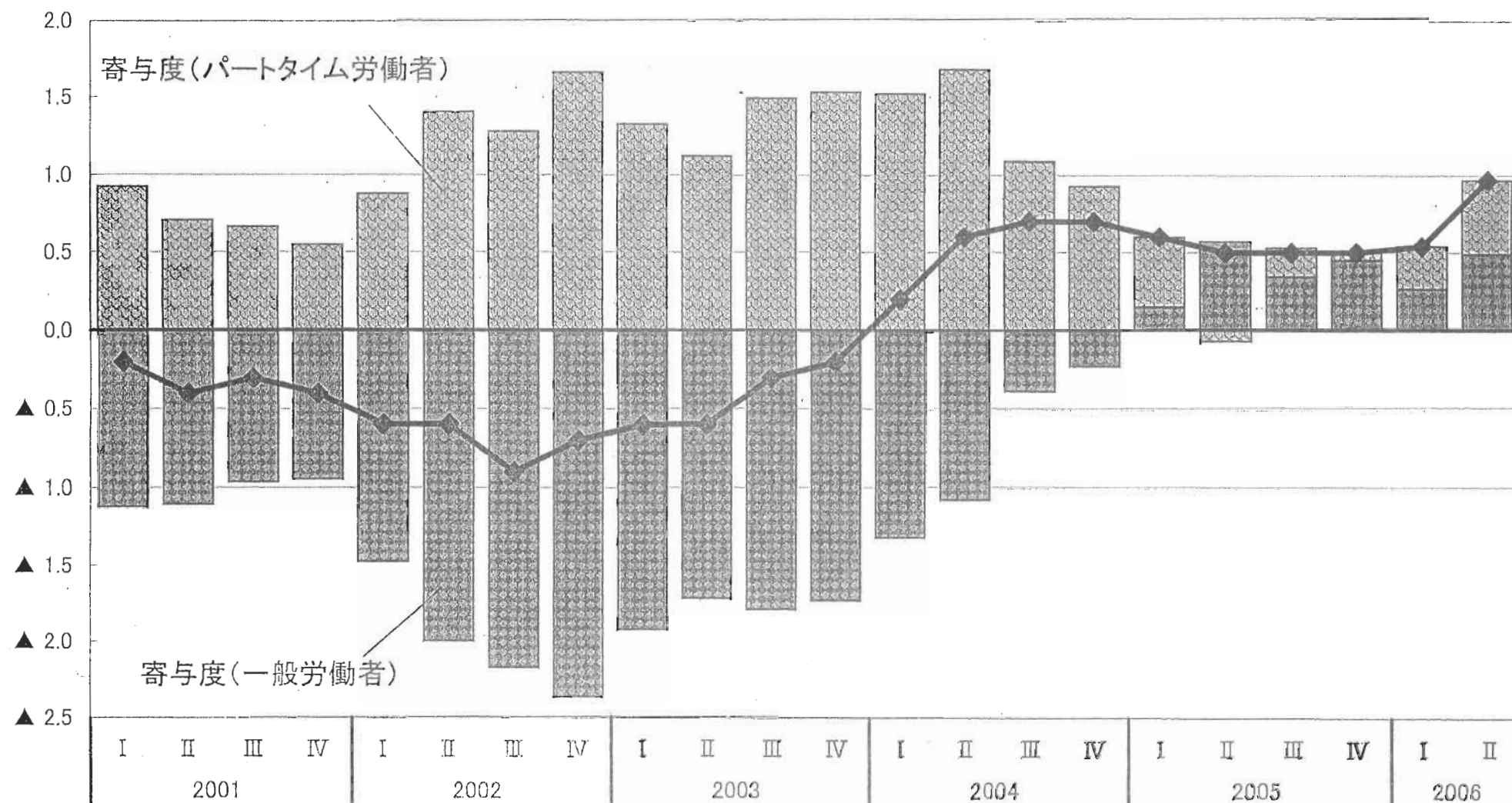
（兆円）



（出所）財務省「法人企業統計（年次別調査）」

雇用者数の推移

前年比、寄与度(%)



(出所) 厚生労働省「毎月勤労統計」

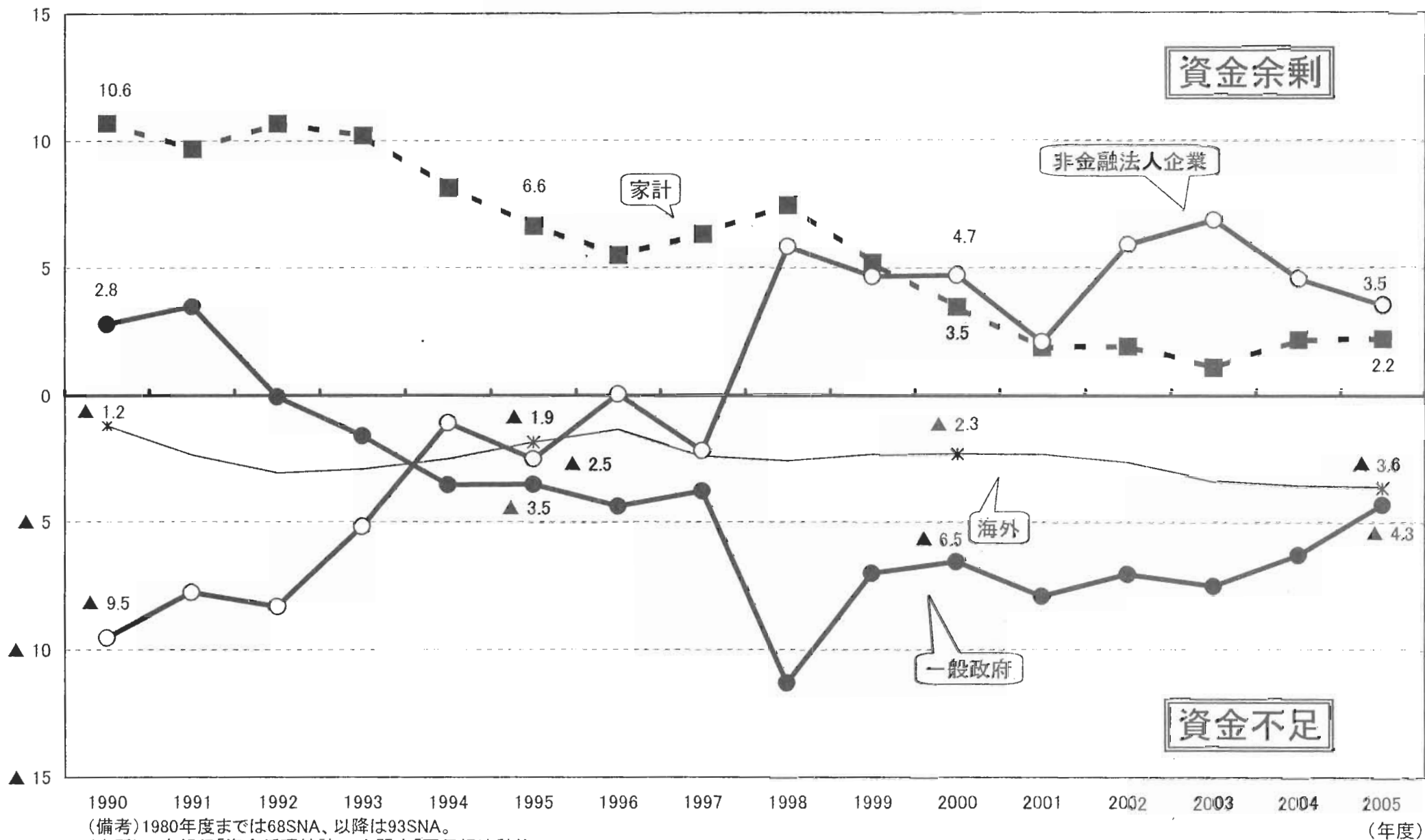
(注1) 事業所規模5人以上。

(注2) パートタイム労働者とは、常用労働者のうち1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者をいう。

(マ ク ロ)

部門別資金過不足の推移(対GDP比)

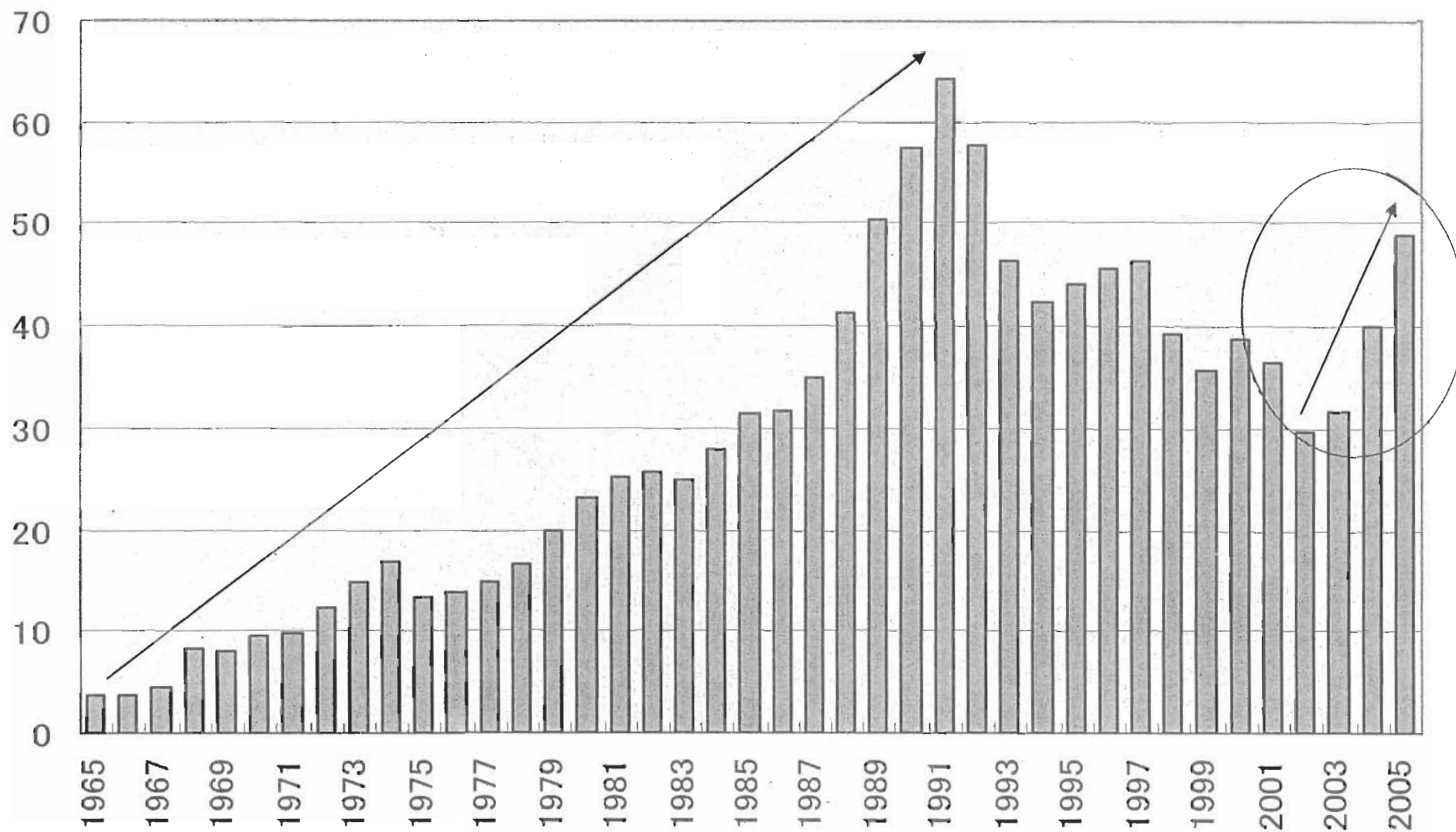
(%)



(備考) 1980年度までは68SNA、以降は93SNA。
 (出所) 日本銀行「資金循環統計」、内閣府「国民経済計算」。
 (注) 「金融」も主体の1つであるが、このグラフには入っていない。
 日本高速道路保有・債務返済機構の発足要因の調整を実施(05年度)。

設備投資額の推移

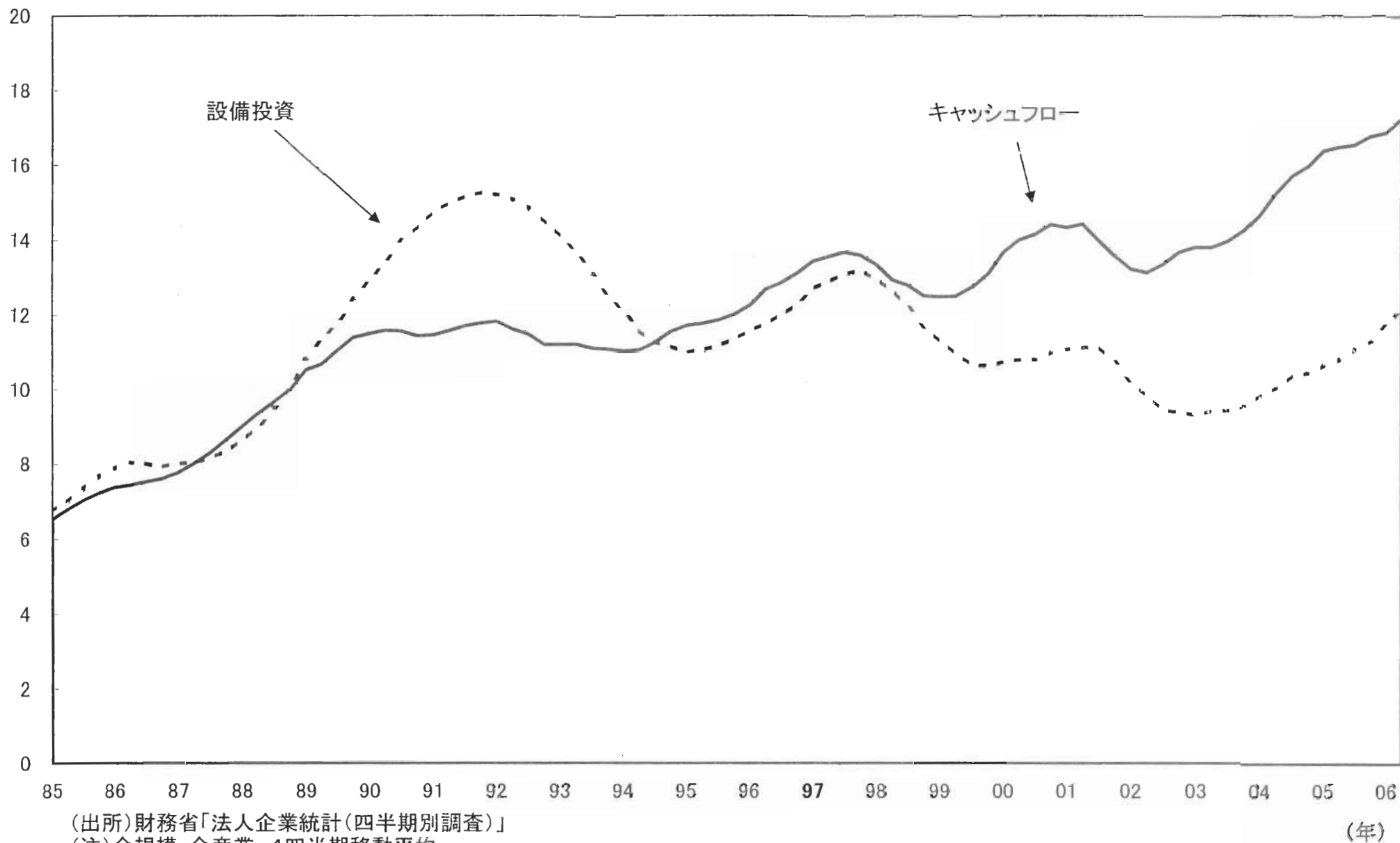
(兆円)



(出所)法人企業統計年報

(兆円)

設備投資とキャッシュフローの推移

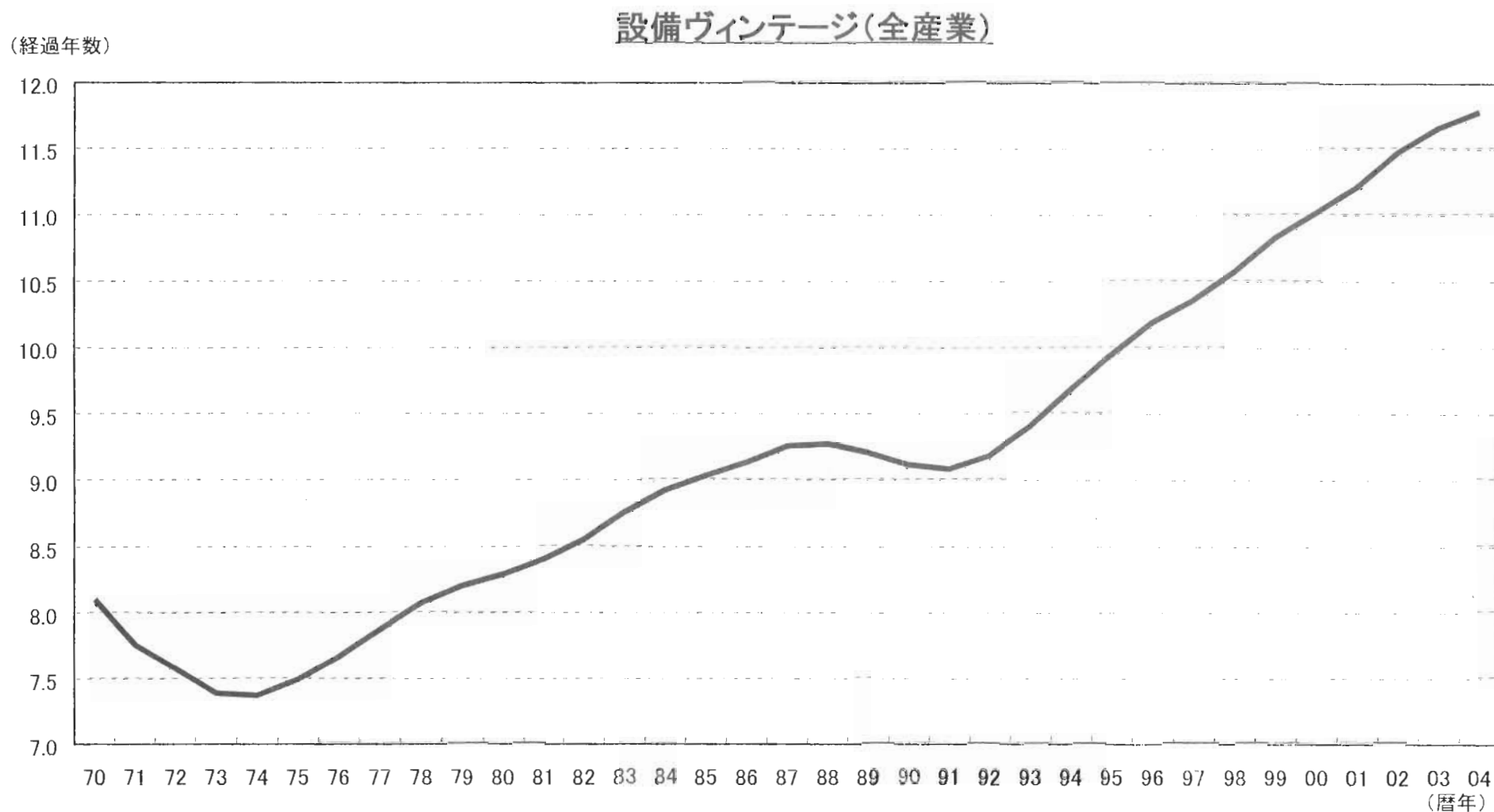


(出所)財務省「法人企業統計(四半期別調査)」

(注)全規模・全産業、4四半期移動平均

キャッシュフロー＝経常利益×1/2＋減価償却費

設備ヴィンテージ(設備年齢)の上昇



(備考) 1. 1979年までは68SNAベースであり、1980年からは93SNAベースの統計を使用。

2. 日本の設備の平均年齢 = $\frac{[(\text{前期の平均年齢} + 1) \times (\text{前期末の資本ストック} - \text{今期の除却額}) + \text{今期の設備投資額} \times 0.5]}{\text{今期の資本ストック}}$

(出所) 民間企業資本ストック統計(内閣府)、国富統計(経済企画庁)

設備投資の増加と経済活性化のプロセス

